

事業継続力強化支援計画について

1. 事業継続力強化支援事業の概要

(1) 背景

甚大な影響を及ぼす大規模災害が相次ぐなか、近年は、水害のリスクも上昇しているとされ、また、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生も想定されています。

こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の小規模事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与えるおそれがあります。大企業では、事前対策の取組が一定程度進んでいる一方で、小規模事業者における災害への備えの取組は、一部にとどまっている状況にあり、大企業に比べて経営資源が脆弱な小規模事業者は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高いと考えられます。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」（令和元年法律第 21 号）が令和元年 7 月 16 日に施行されましたが、その中で、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会又は商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなりました。

(2) 小規模事業者支援法の内容

小規模事業者支援法では、経営改善普及事業の一環として「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付けており、商工会又は商工会議所は小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施することになります。具体的には、商工会又は商工会議所がその地区を管轄する市町村と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定するものです。

(3) 事業継続力強化支援事業の具体的内容

商工会又は商工会議所では、これまでも経営改善普及事業を行っており、小規模事業者の経営計画の作成支援を行ってきたところです。

商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画は、企業として事業を継続していく上での経営資源の管理の方法やリスクマネジメントを整理するものであり、経営計画の一種でもあります。また、関係市町村は、地域防災計画の策定やハザードマップの策定等、自然災害等への対策で重要な役割を担っており、産業政策や許認可行政等、様々な場面で地区内の小規模事業者と接点を有しています。

一方、小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、また事業者 B C P を作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではないところです。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症などの未知の感染症の流行時にどのような取組を行

えば良いのか、そのためには平時からどのような対応を行うべきかをまとめておくことも有用です。

このため、商工会又は商工会議所が、関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成し、都道府県知事が認定する新たな制度を設け、体制・取組を強化することとしています。

2. 事業継続力強化支援計画策定による国の支援措置について

○中小企業信用保険法の特例（法第9条・抜粋）

認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、当該認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第2条第1項の中小企業者とみなして、同法第3条、第3条の2及び第4条から第8条までの規定を適用する。この場合において、同法第3条第1項及び第3条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項の認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

○中小機構の情報提供（法第10条・抜粋）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者（商工会又は商工会議所及び関係市町村）の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

3. 白井市での事業継続力強化支援計画について

計画期間案：令和5年4月～令和8年3月

内容：別紙のとおり

既終了策定スケジュール：①計画案策定（商工会・市（産業振興課・危機管理課））、
②令和4年度第1回産業振興ネットワーク会議での内容確認・意見募集
③商工会理事会決裁

今後の策定スケジュール：④第2回産業振興ネットワークでの答申後、市決裁
⑤県に計画提出（10月締切）
⑥県からの認定
⑦計画期間開始（令和5年4月～）

※計画期間終了後、大きな変更がなければ商工会・市にて更新していく。